

広島県告示第八百二十五号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月八日から施行する。

平成二十五年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表東部工業技術センターの項中

6	走査型電子顕微鏡	一枚	一、三〇〇円	を
6	走査型電子顕微鏡	一枚	二、五〇〇円	に、
	押出造粒機	一枚	六〇〇円	を
	押出造粒機	一枚	六〇〇円	を
	プリント基板加工装置	一枚	二、〇〇〇円	に改める。
	電子部品実装装置	一枚	六〇〇円	に改める。

第二号の表東部工業技術センターの項中

1	電子顕微鏡写真	一枚	三、四〇〇円	蒸着を必要としな い場合	を
1	電子顕微鏡写真	一枚	四、二〇〇円		に改

める。